明治大学専門職大学院法務研究科(以下「甲」という。)と明治学院大学法学部(以下「乙」という。)は、次のとおり、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律(以下「法」という。)第6条の規定に基づく法曹養成連携協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、明治大学及び明治学院大学における法曹養成において、甲と乙が体系的・ 一貫的な教育課程を編成し、法曹志望者や法律の学修に関心を有する学生に対して効果 的な教育を行うことにより、法曹養成の一層の進展に資することを目的とする。

(法曹養成連携協定の対象)

- 第2条 本協定において、法第6条第2項第1号に規定する連携法科大学院及び連携法曹基 礎課程は、それぞれ以下のとおりとする。
 - 連携法科大学院 明治大学専門職大学院学則第6条第1項に規定する明治大学専門職大学院法務研究科法務専攻

(法曹コースの教育課程)

第3条 乙は、本法曹コースの教育課程を別紙1のとおり定める。

(法曹コースの成績評価)

第4条 乙は、本法曹コースの成績評価基準を別紙2のとおり定め、当該基準に従い成績評価を行うものとする。

(本法曹コースの早期卒業の基準等)

- 第5条 乙は、本法曹コースに在籍する学生を対象とする早期卒業制度の要件を別紙3の とおり定め、当該要件に従って卒業認定を行うものとする。
- 2 乙は、前項に定める卒業認定を受けようとする本法曹コースの学生が、当該認定を受けることができるよう、本法曹コースの学生5名につき1名の専任教員を学修指導教員として配置することにより、学修支援体制を構築するものとする。

(甲の乙に対する協力等)

第6条 甲は、本法曹コースにおいて、甲における教育との円滑な接続に配慮した教育が十

分に実施されるよう、以下の協力を行うものとする。

- 一 甲の学生の学修に配慮しつつ、本法曹コースの学生に対し、甲の開設科目を履修する 機会を積極的に提供すること
- 二 乙の求めに応じ、本法曹コースにおいて開設される科目の一部の実施に当たり、甲の 教員を派遣すること
- 三 乙における教育の改善・充実のため、共同して授業改善のための活動を行うこと
- 2 甲及び乙は、甲における教育と本法曹コースにおける教育との円滑な接続を図るための方策について継続的に調査研究及び協議を行うため、連携協議会を設置するものとする。
- 3 甲及び乙は、協議により、前項の連携協議会の運営に関する事項を定める。

(入学者選抜の方法)

- 第7条 甲は、本法曹コースを修了して甲に入学しようとする者を対象として、以下の入学 者選抜を実施する。
 - 一 5年一貫型選抜 論文式試験を課さず、本法曹コースの成績等に基づき合否判定を行 う入学者選抜
 - 二 開放型選抜 論文式試験を課し、本法曹コースの成績等と併せて総合的に判断して合 否判定を行う入学者選抜
- 2 前項各号の入学者選抜の募集人員、出願要件その他の入学者選抜の実施に関する事項は 別紙4のとおりとする。

(本協定の有効期間)

- 第8条 本協定の有効期間は、2020年4月1日から5年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の1年前の日までに、甲又は乙の一方が他方に対し本協定の更新拒絶を通知しない場合には、有効期間を更に5年間延長して更新することとし、以後も同様とする。
- 2 甲と乙は、合意により、本協定を廃止することができる。

(本協定に違反した場合の措置)

- 第9条 甲又は乙は、他方当事者が本協定に規定された事項を履行しない場合、他方当事者 に対し、相当の期間を定めてその改善を申し入れることができる。
- 2 甲又は乙は、他方当事者が前項の申し入れを受けてもなお申し入れた事項の履行に応じない場合は、本協定の廃止を通告し、本協定を終了することができる。ただし、申し入れを受けた当事者が履行に応じないことに正当な理由がある場合は、この限りではない。

(本協定が終了する場合の特則)

第10条 第8条又は前条第2項の規定により本協定が終了する場合にあっては、甲若しく は乙が本協定の更新を拒絶し、甲及び乙が本協定の廃止に合意し、又は甲若しくは乙が 本協定の廃止を通告した時点において、現に本法曹コースに在籍し、又は在籍する予定である学生が、本法曹コースを修了するときに、終了するものとする。

(協定書に定めのない事項)

- 第11条 甲及び乙は、本協定に定めのない事項であって本協定の目的の実施に当たり調整が必要なもの及び本協定の解釈に疑義を生じた事項については、第6条第2項に規定する連携協議会において協議し、決定する。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、その合意により、本協定を変更することができる。

本協定を証するため、本書を2通作成し、各当事者の代表者が署名押印のうえ、各1通を保有する。

2020年3月13日

 甲
 乙

 明治大学専門職大学院
 明治学院大学

 法務研究科長
 法学部長

 高倉 成男
 今尾 真

1. 乙の法曹コースの教育課程編成の方針

乙は、連携法科大学院における教育と円滑に接続するよう体系的かつ段階的に開設するため、次のように本法曹コースの教育課程を編成する。

法曹コースは、法律学科の「教育課程の編成および実施に関する方針」に基づき、 次のとおり法曹コースの「教育課程の編成および実施に関する方針」を定める。

1 基本的方針

法律学科に、法曹(裁判官・検察官・弁護士)を目指す人のための法曹コースを置く。

法曹コースでは、法律学科が他大学法科大学院と連携して一貫教育を行う(3年次早期卒業が原則である)ことにより、本学の教育理念である"Do for Others(他者への貢献)"を社会において実践する法曹を養成するために下記のカリキュラムを提供する。

1年次には、法律学の基礎的教育および学問的視野を広げるための科目群を展開し、2・3年次には、法曹になるための、より高度な内容の応用・発展科目を配置し、短期間に(3年間で)集中して段階的に教育の専門性を深めていくことができるカリキュラムを提供する。また、すべての学年において、演習等での専門性の高い少人数教育を行う。

2 具体的方針

まだ社会や法律についての知識がない段階にある1年次春学期においては、法律 学科の共通科目として、アクティブ・ラーニングを採用した基礎演習を置くととも に、導入科目(民事法入門・刑事法入門)において少人数教育を実践する。

1年次秋学期には、法曹を目指す学生の意識づけのために導入演習を配置する。あわせて、主に1・2年次において、憲法、民法、刑法などの司法試験の基礎に位置づけられる科目を必修科目として配置する。2年次からは、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法、行政法を指定科目(法律学科のカリキュラム上は選択必修科目の位置づけだが、法曹コース修了要件となる科目)として配置する。さらに、実務法曹として不可欠な知識と素養を身につけるべく各科目分野の専門演習等の演習科目を配置する。また、現実の社会に起きている法律問題を考える契機とすべく、基礎法分野の科目として、法哲学・法制史・外国法、発展的・先端的分野の科目として、刑事政策、犯罪学、法医学、企業活動関連の科目(競争法、倒産法、労働法など)、消費者法、環境法、社会保障法、成年後見法などの履修も推奨する。

上記の方針を踏まえた教育を実践するため、専任教員によるきめ細やかな学修支援体制を提供する。

2. 乙の法曹コースの教育課程

| 学年 | 学期 | 必修科目 | | 自由選択科目 | 自由選択科目 | |
|----|-----|------------|-----|--------------------------|--------|--|
| 子午 | 子别 | 科目名 | 単位数 | 科目名 | 単位数 | |
| | 春学期 | 憲法1-1 | 2 | | | |
| | | 民法総則1 | 2 | | | |
| 1年 | | 刑法総論 1 | 2 | | | |
| | 秋学期 | 憲法1-2 | 2 | 導入演習* | 2 | |
| | | 民法総則 2 | 2 | | | |
| | | 契約法1 | 2 | | | |
| | | 親族法 | 2 | | | |
| | | 刑法総論2 | 2 | | | |
| | 春学期 | 憲法 2 - 1 | 2 | 西洋法制史1 | 2 | |
| | | 債権総論1 | 2 | 法哲学1 | 2 | |
| | | 不法行為法 | 2 | | | |
| | | 刑法各論 1 | 2 | | | |
| | | 行政法1-1 | 2 | | | |
| | | 専門演習 A(民) | 2 | | | |
| | | 専門演習 A(刑) | 2 | | | |
| 2年 | | 物権法1 | 2 | 西洋法制史2 | 2 | |
| | 秋学期 | 債権総論 2 | 2 | 法哲学2 | 2 | |
| | | 会社法1 | 2 | | | |
| | | 民事訴訟法1 | 2 | | | |
| | | 刑事訴訟法1 | 2 | | | |
| | | 行政法1-2 | 2 | | | |
| | | 専門演習 B (憲) | 2 | | | |
| | | 専門演習 B(民) | 2 | is M. M. St. State (Ab.) | | |
| | 春学期 | 物権法2 | 2 | 公法演習(憲)* | 2 | |
| | | 契約法2 | 2 | 民事法演習(民)* | 2 | |
| | | 相続法 | 2 | 英米法1-1 | 2 | |
| | | 刑法各論 2 | 2 | 英米法2-1 | 2 | |
| | | 会社法2 | 2 | ドイツ法1 | 2 | |
| 3年 | | 民事訴訟法2 | 2 | フランス法1 | 2 | |
| | | 刑事訴訟法2 | 2 | 日本法制史1 | 2 | |
| | | 行政法2-1 | 2 | | | |
| | | 専門演習 C(会社) | 2 | | | |
| | | 専門演習 C(民訴) | 2 | | | |
| | | 専門演習 C(刑訴) | 2 | | | |
| | 秋学期 | 専門演習 D(民) | 2 | 行政法2-2* | 2 | |
| | | | | 刑事法演習* | 2 | |
| | | | | 商取引法 | 2 | |
| | | | | 手形法・小切手法 | 2 | |
| | | | | 英米法1-2 | 2 | |
| | | | | 英米法2-2 | 2 | |

| | | ドイツ法 2 | 2 |
|----|----------|--------|---|
| | | フランス法2 | 2 |
| | | 日本法制史2 | 2 |
| 合計 | 130 (70) | | |

法曹コースの修了には、すべての必修科目(70 単位)を修得し、かつその GPA が 2.5 以上であることを必要とする(卒業に必要な単位数は 130 単位である)。

*自由選択科目のうち、「導入演習」「公法演習 (憲)」「民事法演習 (民)」「刑事法演習」および「行政法 2-2」は、履修を推奨する推奨科目とする。

<別紙2> 乙の法曹コースにおける成績評価の基準

| = 1 /π: | 子体はたいまのまこ | お年の史人 |
|---|-----------|-------|
| 評価 | 成績通知書の表示 | 評価の割合 |
| 100-90 | S | 10%以内 |
| 8 9 - 8 0 | A | 20%程度 |
| 79-70 | В | 30%程度 |
| 6 9 - 6 0 | C | 40%程度 |
| 5 9 — 0 | D | |
| 出席日数、試験、レポート、授業中の小テスト等を 総合したうえで、評価に必要な要件を欠いている | N | |
| 試験欠席 | N | |
| 「明治学院大学学生国際交流規程」に基づく認定留 学により他大学等で得た単位を、本学の授業科目に 相当するものとして認定したもの | I | - |
| 「本学入学前に修得した単位の認定に関する規程」 および「編入生単位認定規程」に基づき他大学等で 得た単位を、本学の授業科目に相当するものとして 認定したもの | R | П |
| 成績評価の段階を定めない科目において到達目標を 達成しているため合格としたもの | Р | _ |
| 成績評価の段階を定めない科目において到達目標を 達成していないため不合格としたもの | F | _ |

【評価基準及び評語の意味】

S:豊富な法的知識を有し、法的思考に特に優れている。基本的知識に基づいて論理 的思考が展開できるとともに、自己の見解も主張することができる

A: 十分な法的知識を有し、法的思考に優れている。基本的知識に基づいて論理的思 考が展開できる

B:十分な法的知識が定着している。

C:基礎的な法的知識が定着している。

D:不合格

N:上の表に記載の通りI:上の表に記載の通りR:上の表に記載の通り

P:上の表に記載の通り

F:上の表に記載の通り

W:授業期間の途中に履修を中止したもの

【GPA の評価基準及び算出方法】

●評価基準

S = 4 A = 3 B = 2 C = 1 $D \cdot N = 0$

※P・F・R・I・W評価は計算の対象外

●算出方法

分子:(Sの修得単位数 $\times 4)$ + (Aの修得単位数 $\times 3)$ + (Bの修得単位数 $\times 2)$

+ (Cの修得単位数×1)

分母: 総修得単位数 (D·Nの単位数も含む)

※小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位までを有効とする

<別紙3>

乙の法曹コースに在籍する学生を対象とする早期卒業制度

【年間の履修条件(キャップ)の上限を超えて科目の履修を認める場合の要件】

原則:1年間に履修できる単位数の上限は、すべての年次において48単位である。

例外:成績優秀者の特則

次の成績優秀者については、以下のとおり特則を定める。

- (1) 1年次終了時の成績において、修得単位数が40単位以上で、かつ成績評価の平均評価値(以下、「GPA」という。)が3.2以上の者については、次のイ.ロ.を認める。
- イ. 2年次の年間履修単位数制限48単位を解除し、60単位まで履修することを認める。 ロ. 2年次の履修において、学科科目(関連部門科目、「演習 I」、「演習 (3年次)」、「演習・卒業論文」を除く)の配当年次は適用せず、上級学年の開講科目も履修可能とする。ただし、履修条件が付された科目は、その条件に従う。
- (2) 2年次終了時の成績において、1年次からの合計修得単位数が70単位以上で、かつGPAが3.2以上の者については、次のイ.ロ.を認める。
- イ. 3年次の年間履修単位数制限48単位を解除し、60単位まで履修することを認める。
- ロ. 3年次の履修において、学科科目(「演習Ⅱ」、「卒業論文」、「卒業論文 (4年次)」を除く)各科目の配当年次は適用せず、上級学年の開講科目も履修 可能とする。ただし、履修条件が付された科目は、その条件に従う。

【早期卒業を認定する要件】

<別紙第3>法学部3年次早期卒業の取扱いに関する規程

2012年10月17日 大学評議会承認 2012年11月 9日 常務理事会承認 2014年6月13日 常務理事会承認 2019年11月8日 常務理事会承認 2020年3月13日 常務理事会承認

(目的)

第1条 この規程は、学則第43条第2項ただし書きに基づき、明治学院大学法学部に在籍する学生が、卒業に必要な単位数を優秀な成績で修得し、かつ、他大学法科大学院の入学者選抜に合格することを条件に、3年次早期卒業を希望する学生に対して、在学期間3年で卒業することを認めることを目的とする。

(3年次早期卒業要件)

- 第2条 3年次早期卒業ができる者は、本学法学部の3年次生で、在学期間3年終了時に、次の(1)または(2)の要件を満たし、かつ、申請日までに、他大学法科大学院の入学者選抜に合格している者とする。ただし、在学期間3年とは、「入学してから3年間」を意味し、その期間に休学・復学、退学、除籍、再入学、編入などの学籍異動(転学科は除く)が発生した場合は、3年次早期卒業の対象外となる。
 - (1)3年終了時に卒業に必要な所定の単位を修得し、かつ、GPAが総合3.0以上、学科科目3.1以上であること。
 - (2)3年終了時に卒業に必要な所定の単位を修得し、かつ、法律学科法曹コースを修了したこと。

(申請手続)

第3条3年次早期卒業を希望する者は、所定の期日までに、「3年次早期卒業申請書」 その他所定の書類を教務部に提出しなければならない。

(塞杏)

第4条 3月開催の法学部教授会で卒業判定審査を行う。卒業可と判定した場合には、3 年次早期卒業が認められる。

(3年次早期卒業の取消)

第5条 削除

(改廃)

第6条 本規程の改廃は、法学部教授会および大学評議会の議を経たうえ、常務理事会の承認を得るものとする。

付 則

- 1 この規程は2012年10月1日より施行する。
- 2 なお、本規程は2012年度入学生までを対象とする。
- 3 付則第2項は、2015年3月31日をもって削除する。
- 4 この規程は2019年度末までに改廃を検討するものとする。
- 5 この規程は2020年4月1日より施行する。
- 6 なお、本規程の第2条第2号は、2019年度入学生から適用する。
- 7 付則第4項は、2020年4月1日をもって削除する。

乙の法曹コースを修了し、甲に入学しようとする者を対象とする入学者選抜の方法

【アドミッションポリシー】

入学者選抜においては、「『個』を大切にし、人権を尊重する法曹」の養成という本法務 研究科の教育理念に共鳴し、正義感にあふれ、批判的精神をもって社会を見つめ、独立の 気概をもって法に取り組む積極的人材を求める。

1 5年一貫型特別選抜入試

(1) 出願資格

出願時において,次の各号の内,①及び②を満たす者,又は①を満たしかつ③に該当する者

- ① 乙における本法曹コースに在籍し、同コースの修了要件を、翌年3月31日までに満たす見込みの者
- ② 本連携協定書における別紙3に示す早期卒業制度を利用して、翌年3月31日までに乙の教育課程を修了し、かつ卒業する見込みの者
- ③ 甲の個別の資格審査により、②に準ずると認められた者
- (2) 募集人員

7名(乙以外の法曹養成連携協定締結大学からの出願者も含む)

(3) 実施時期

入学前年度の7月以降に実施する。

(4) 選抜方法

下記項目を総合的に評価して合否を判定する。

- ① 乙における成績
- ② 上記①以外の提出書類(志願者調書等)
- ③ 面接試験の成績
- (5) 入学資格

翌年3月31日時点において、①及び②を満たした者、又は①を満たしかつ③に該当する者

- ① 乙における本法曹コースに在籍し、同コースの修了要件を、翌年3月31日までに満たした者
- ② 本連携協定書の別紙3に示す早期卒業制度を利用して、翌年3月31日までに乙の教育課程を修了し、かつ卒業した者
- ③ 甲の個別の資格審査を受けた者で、②に準ずると認められた者

2 開放型特別選抜入試

実施しない。